

議案第79号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

総務部職員課

1 提案する理由

令和7年8月7日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給月数等、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 給料表の改定

給料月額を平均3.302パーセント(10,791円)引き上げる。

(2) 期末・勤勉手当の改定

令和7年12月期の支給月数を期末手当・勤勉手当共に0.025月分引き上げ、合計0.05月分引き上げる。令和8年度以降は6月期と12月期の支給月数が均等になるよう改める。(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(以下「再任用職員」という。))についても0.05月分の引上げ)

①令和7年12月期の期末・勤勉手当を0.05月分引き上げる。

	期末手当		勤勉手当	
	現行	改定後	現行	改定後
一般職員 (特定管理職員以外)	1.25月	1.275月	1.05月	1.075月
特定管理職員 (6級以上)	1.05月	1.075月	1.25月	1.275月
再任用職員 (特定管理職員以外)	0.7月	0.725月	0.5月	0.525月
再任用職員 (特定管理職員)	0.6月	0.625月	0.6月	0.625月

※期末・勤勉手当の年間支給月数は、一般職員及び特定管理職員が4.60月から4.65月、再任用職員が2.40月から2.45月となる。

- ②令和８年度以降の６月期と１２月期の期末・勤勉手当の支給月数を各期が均等になるよう改める。

【期末手当】

	改定前 (※上記①改定後)		改定後 (令和８年度以降)	
	６月期	１２月期	６月期	１２月期
一般職員 (特定管理職員以外)	１．２５月	１．２７５月	１．２６２５月	１．２６２５月
特定管理職員 (６級以上)	１．０５月	１．０７５月	１．０６２５月	１．０６２５月
再任用職員 (特定管理職員以外)	０．７月	０．７２５月	０．７１２５月	０．７１２５月
再任用職員 (特定管理職員)	０．６月	０．６２５月	０．６１２５月	０．６１２５月

【勤勉手当】

	改定前 (※上記①改定後)		改定後 (令和８年度以降)	
	６月期	１２月期	６月期	１２月期
一般職員 (特定管理職員以外)	１．０５月	１．０７５月	１．０６２５月	１．０６２５月
特定管理職員 (６級以上)	１．２５月	１．２７５月	１．２６２５月	１．２６２５月
再任用職員 (特定管理職員以外)	０．５月	０．５２５月	０．５１２５月	０．５１２５月
再任用職員 (特定管理職員)	０．６月	０．６２５月	０．６１２５月	０．６１２５月

(３) 通勤手当の改定

自転車による通勤の内、使用距離（片道）が１０キロメートル以上の者に係る通勤手当を引き上げる。

使用距離（片道）	改定前	改定後
１０キロメートル以上	７，１００円	７，３００円

自動車やバイクによる通勤の内、使用距離（片道）が１５キロメートル以上の者に係る通勤手当を引き上げる。

使用距離（片道）	改定前	改定後
１５キロメートル以上 ２０キロメートル未満	１０，０００円	１０，４００円
２０キロメートル以上 ２５キロメートル未満	１２，９００円	１３，５００円
２５キロメートル以上 ３０キロメートル未満	１５，８００円	１６，６００円
３０キロメートル以上 ３５キロメートル未満	１８，７００円	１９，７００円
３５キロメートル以上 ４０キロメートル未満	２１，６００円	２２，８００円
４０キロメートル以上 ４５キロメートル未満	２４，４００円	２５，９００円
４５キロメートル以上 ５０キロメートル未満	２６，２００円	２９，１００円
５０キロメートル以上 ５５キロメートル未満	２８，０００円	３２，３００円
５５キロメートル以上 ６０キロメートル未満	２９，８００円	３５，５００円
６０キロメートル以上	３１，６００円	３８，７００円

(4) 職名の変更

職員の職名のうち、「専門員」を「副主幹」に変更する。

3 規定内容

<改正条例第1条の規定>

第16条第2項 一般職員及び特定管理職員について、期末手当の支給月数を引き上げるもの。

第16条第3項 再任用職員について、期末手当の支給月数を引き上げるもの。

第16条の4 通勤手当の額を自動車等の使用距離に応じて引き上げるもの。

第18条第2項 一般職員、特定管理職員及び再任用職員について、勤勉手当の支給月数を引き上げるもの。

別表第1 行政職給料表について改正を行うもの。

<改正条例第2条の規定>

第16条第2項 一般職員及び特定管理職員について、期末手当の支給月数の配分を改めるもの。

第16条第3項 再任用職員について、期末手当の支給月数の配分を改めるもの。

第18条第2項 一般職員、特定管理職員及び再任用職員について、勤勉手当の支給月数の配分を改めるもの。

別表第2 職名について、「専門員」を「副主幹」に変更するもの。

4 施行期日等

(1) 施行日

公布の日

※ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日

(2) 適用日

①通勤手当及び給料表の改定

令和7年4月1日に遡及して適用する。

②令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

令和7年12月1日に遡及して適用する。

担当

総務部職員課給与厚生係

電話 4 6 3 - 3 1 9 6